

## 徳島市地域公共交通網形成計画の策定について

### 1 地域公共交通網形成計画とは

- 地域公共交通網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)」としての役割を果たすものである。
- 国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催し、交通事業者等との協議の上で策定する。
- まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。

#### 地域公共交通網形成計画の法定記載事項

##### 【記載する事項】

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

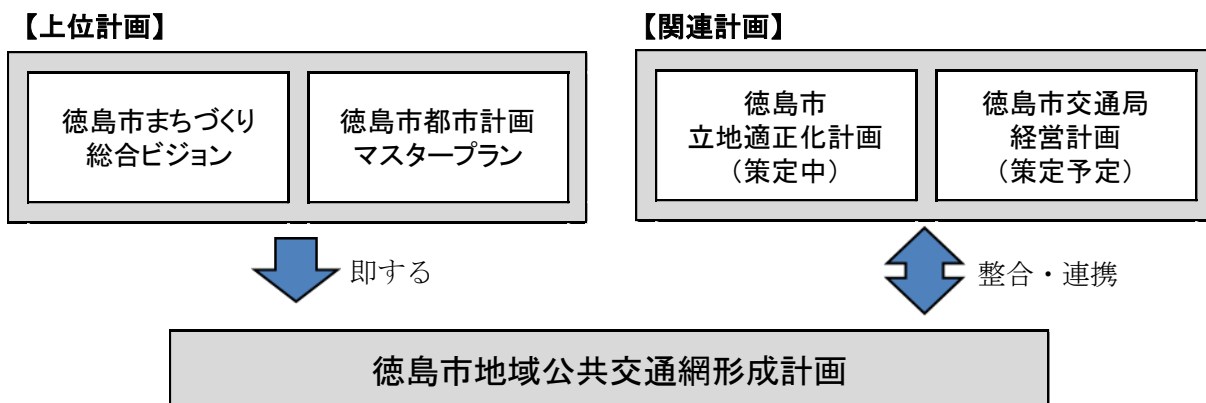
##### 【記載に努める事項】

- 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

### 2 計画策定の背景・目的

- 本市では、平成 21 年度に策定（平成 26 年 9 月見直し）した徳島市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通の確保・維持に向けて取り組んできたが、計画期間が平成 31 年度で終了を迎える。
- また、コンパクトなまちづくりを進める徳島市立地適正化計画が平成 30 年度内に策定される予定であり、まちづくりにおいて同計画と整合・連携する公共交通の新たな計画を策定する必要がある。
- なお、これまで、本市の公共交通の中心的な役割を果たしてきた市営バスを運行する市交通局が平成 40 年度末を目途に廃止の方針が示されている。
- このため、計画策定にあたっては、交通局の廃止を踏まえ、かつ、本市の地域公共交通の将来を見据え、本市のまちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けた計画を策定する。

### 3 計画の位置づけ



### 4 計画の区域

- 徳島市全域とする。

### 5 計画期間

- 平成32年度から平成41年度までの10年間とする。
- 施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、5年後に計画の見直しを行う。

### 6 全国の網形成計画の策定状況（平成30年3月末）

- 策定済み自治体数
  - ・全国 410、四国 17
  - ・県内 3市町 小松島市（H29～）、阿波市（H30～）、つるぎ町（H29～）

以 上